

別紙2：訪問介護利用料金

1. 訪問介護

内容	サービスに要する時間	単位数	利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
身体介護中心						
	(1) 20分未満	163単位	1,664円	166円	333円	499円
	(2) 20分以上30分未満	244単位	2,491円	249円	498円	747円
	(3) 30分以上60分未満	387単位	3,951円	395円	790円	1,185円
生活援助中心						
	20分～45分未満	179単位	1,828円	183円	366円	548円
	45分以上	220単位	2,246円	225円	449円	674円
身体介護中心(2)に引き続き生活援助を行った場合						
	20分～45分未満	309単位	3,155円	315円	631円	946円
	45分～70分未満	374単位	3,819円	382円	764円	1,146円
身体介護中心(3)に引き続き生活援助を行った場合						
	20分～45分未満	452単位	4,615円	461円	923円	1,384円
	45分～70分未満	517単位	5,279円	528円	1,056円	1,584円

2. 札幌市訪問介護相当型サービス

	サービス区分	単位数	利用料金	利用者負担額			算定単位
				1割	2割	3割	
要支援1・2	週1回程度	1,176単位	12,006円	1,201円	2,402円	3,602円	1月あたり
	週2回程度	2,349単位	23,983円	2,399円	4,797円	7,195円	
要支援2	週2回を超える程度	3,727単位	38,052円	3,806円	7,611円	11,416円	

※利用料金は、加算等により変動することがあるため、上記金額は目安としてお考え下さい。

○加算・減算

加算・減算の種類	内容	料金等
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合	200単位
夜間・早朝のサービス提供	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の時間帯にサービスを提供した場合	25%増し
深夜のサービス提供	深夜（22時～6時）の時間帯にサービスを提供した場合	50%増し
2人の訪問介護員によるサービス提供	2人の訪問介護員等による1人の利用者に対するサービスの提供の場合	基本料金の2倍
介護職員処遇改善加算	介護職員等の処遇改善を図るため、届出により一定の条件を満たした場合	所定単位数の22.4%

※介護保険で給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となります。